

# つくば市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成21年 6 月 4 日

規則第28号

改正 平成22年 6 月24日規則第48号

改正 平成27年 3 月26日規則第16号

## (趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

## (計画の通知)

第3条 法第6条第3項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画（計画変更）通知書（様式第1号）に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

## (認定申請の取下げ)

第4条 法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請又は法第8条第1項の規定による変更の認定の申請をした者は、市長が認定又は変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第2号）の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前条の通知を行った場合で前項の取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（様式第3号）により建築主事に通知しなければならない。

3 第1項の取下げ届の副本は、申請をした者に返還するものとする。

## (認定しない旨の通知書)

第5条 市長は、法第6条第1項の規定による認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式第4号）により申請した者に通知するものとする。

（良好な景観の形成その他の地域における良好な居住環境の維持及び向上への配

慮に係る基準)

第6条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次の各号に定めるものとする。

(1) 建築をしようとする住宅の位置が次に掲げる区域内でないこと。ただし、当該区域内であっても、当該住宅の立地の状態が長期にわたり継続することについて支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

(2) 建築をしようとする住宅の位置が都市計画法第12条の5の規定に基づく地区計画の区域内である場合は、当該住宅が地区整備計画の内容(つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年つくば市条例第13号)で定められた制限を除く。)に適合していること。

(3) 建築をしようとする住宅の建築が景観法(平成16年法律第110号)第16条に基づく届出の対象となる行為に該当する場合は、当該建築が景観計画における景観形成基準に適合していること。

(平22規則48・一部改正)

(報告)

第7条 認定計画実施者は、法第12条の規定により、認定長期優良住宅の建築工事が完了した旨の報告を求められた場合には、工事完了報告書(様式第5号)により、市長に報告するものとする。

2 認定計画実施者は、法第12条の規定により、前項の報告以外の報告を求められた場合には、状況報告書(様式第6号)により、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

(改善命令の様式)

第8条 法第13条第1項又は第2項の規定による改善命令は、改善命令書(様式第7号)により行うものとする。

(取りやめる旨の申出)

第9条 法第14条第1項第2号の申出をしようとする認定計画実施者は、取りやめる旨の申出書(様式第8号)の正本及び副本に、認定通知書(変更認定を受けた者

は、認定通知書及び変更認定通知書)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書の副本は、認定計画実施者に返還するものとする。

(取消しの通知)

第10条 法第14条第2項の規定による通知は、取消通知書(様式第9号)により行うものとする。

(市長が必要と認める図書)

第11条 省令第2条第1項の市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法第81号。以下この条及び次条第2号アにおいて「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次号において同じ。)の審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関の評価(設計された住宅に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価(当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第82条の5に規定する限界耐力計算以外の構造計算により評価されたものに限る。)をいう。)を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書

(3) 登録住宅型式性能認定等機関(住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下この号及び次条第2号アにおいて同じ。)が行う住宅型式性能認定(住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下この号において同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅である場合 当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下この条において「住宅品質確保法施行規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。次条第2号アにおいて「住宅型式性能認定書等」という。)の写し

(4) 住宅である認証型式住宅部分等(住宅品質確保法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下この号において同じ。)又は住宅の部分である認

証型式住宅部分等を含む住宅である場合 型式住宅部分等製造者認証書（住宅品質確保法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。次条第2号イにおいて同じ。）の写し

(5) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり，長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に規定する長期使用構造等とするための措置についての基準と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合 特別評価方法認定書（住宅品質確保法施行規則第80条第1項に規定する特別評価方法認定書をいう。）の写し又は長期使用構造等とするための措置についての基準と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において，登録試験機関（住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下この号において同じ。）が行う特別評価方法認定（住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。）のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験，分析，測定又は登録試験機関が行うこれと同等の試験（以下この号において「試験等」と総称する。）を受けたときは，当該試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）

(6) 建築をしようとする住宅の建築が第6条第3号に規定する届出の対象となる行為に該当する場合 景観法第16条の規定に基づく届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合する旨の通知書

(7) その他市長が必要と認める図書

（平22規則48・平27規則16・一部改正）

（市長が不要と認める図書）

第12条 省令第2条第3項の市長が不要と認める図書は，次に掲げる図書とする。

(1) 前条第1号に規定する適合証又は同条第2号に規定する設計住宅性能評価書を提出した場合にあっては，各種計算書（構造計算の概要を記載した図書を除く。）

(2) 市長が次に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより，図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは，次に掲げる事項を記載した図書

ア 前条第3号に規定する住宅型式性能認定書等の写しを提出した場合にあっては，長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書（次号において「申請

図書」という。)に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書等において、住宅性能評価(住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。次号において同じ。)(登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

イ 型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した場合にあっては、申請図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの  
(平22規則48・平27規則16・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第48号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第16号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。